

# 令和 8 年 5 月定例会 資料

長浜市教育委員会

## 令和8年5月長浜市教育委員会定例会 議事日程

令和8年5月20日（水）午後3時30分～  
長浜市役所5階 教育委員会室

### 1. 開 会

### 2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認  
4月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議  
議案第23号 議会の議決を経るべき教育関係議案に関する意見について

日程第5 協議・報告事項  
協議・報告① 長浜市AⅠ型ドリル教材利用料補助金交付要綱の制定について

日程第6 その他

### 3. 閉 会

令和8年6月教育委員会定例会 令和8年6月25日（木）午後2時30分～

議会の議決を経るべき教育関係議案に関する意見について

議会の議決を経るべき教育関係議案に関して原案のとおり同意することについて、教育委員会の議決を求める。

令和8年5月20日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

## 長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育改革推進課  
件 名：長浜市A I型ドリル教材利用料補助金交付要綱の制定について

### 第1 制定・改廃理由

物価が高騰し続ける中、小学校3年生から中学校3年生までの児童生徒の保護者に対する支援策として、令和8年度分のA I型ドリル教材利用料について、保護者から徴収せず、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を利用して令和8年度限り補助金を交付するため、補助要綱を制定するもの

### 第2 要点

- 1 補助金の交付対象となる者は、令和8年度において市立の小学校3年生から6年生まで、中学校1年生から3年生まで及び義務教育学校3年生から9年生までに在籍している児童生徒の保護者とする。
- 2 補助金の額は、保護者が負担するA I型ドリル教材利用料の合計金額とし、対象児童生徒1人につき年額4,620円を上限とする。ただし、転入、転出等により利用期間に変更があった場合は、月割りで計算した額とする。

### 第3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

### 第4 要綱の失効

令和9年3月31日限り、その効力を失う。

## 長浜市A I型ドリル教材利用料補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、物価が高騰し続ける中、小学校3年生から中学校3年生までの児童生徒の保護者に対する支援策として、令和8年度分のA I型ドリル教材利用料について、保護者から徴収せず、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を利用して時限的に補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、A I型ドリル教材利用料とは、市立の小学校、中学校及び義務教育学校で使用するA I型ドリル教材に係る税込利用料をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、令和8年度において市立の小学校3年生から6年生まで、中学校1年生から3年生まで及び義務教育学校3年生から9年生までに在籍している児童生徒（以下「対象児童生徒」という。）の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定によりA I型ドリル教材利用料の支給を受けているときは、補助金の交付を受けることができない。

### (補助金の額及び上限)

第4条 補助金の額は、A I型ドリル教材利用料の額とし、対象児童生徒1人につき年額4,620円を上限とする。ただし、転入、転出等によりA I型ドリル教材の利用期間に変更があった場合の上限は、月割りで計算した額とする。

### (補助金の交付申請等の委任)

第5条 補助対象者は、補助金の交付申請、実績報告、請求及び受領（以下「交付申請等」という。）を対象児童生徒が在籍する学校の学校長に委任するものとする。

2 前項の規定による委任を受けた学校長（以下「受任学校長」という。）は、委任を受けた補助対象者に係る交付申請等を一括して行うものとする。

### (補助金の交付申請)

第6条 受任学校長は、令和9年2月5日までに、長浜市A I型ドリル教材利用料補助金交付申請書兼請求書（概算払）（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 長浜市A I型ドリル教材利用料補助事業実績見込明細書（様式第2号）

(2) 委任状（様式第3号）

### (補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合はその内容を審査し、適当と認めるときは補助金の全額を概算払により交付するものとする。

2 受任学校長は、補助金の交付を受け、A I型ドリル教材利用料の支払いを完了したときは、速やかに、当該支払いに係る振込額の分かる書類の写しを市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第14条第1項に規定する実績報告は、前条第2項の規定による書類の写しの提出をもってなされたものとみなす。

(手続の併合等)

第9条 規則第20条の2の規定に基づき、規則第4条及び第17条の手続を併合し、規則第7条及び第15条の手続を省略する。

(補助金額の端数計算)

第10条 規則第20条の3第6項の規定により、市長が別に定める補助金の額の端数計算方法については、補助金の額又は確定額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てないものとする。

(書類の整備等)

第11条 受任学校長は、補助事業に係る収入、支出等についての証拠書類を補助事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の書類の提出又は閲覧を受任学校長に求めることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定める事項のほか、補助事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第6条関係）

長浜市A I型ドリル教材利用料補助金交付申請書兼請求書（概算払）

年 月 日

長浜市長                   あて

（受任学校長）

学校の所在地

学校の名称及び学校長名

長浜市A I型ドリル教材利用料補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請し、概算払で交付されるよう請求します。

補助年度	年度	補助事業の名称	長浜市A I型ドリル教材利用料補助事業
補助事業の経費所要額内訳			
交付申請額及び請求額		円	
補助事業の完了予定年月日		年 月 日	
添付書類		(1) 長浜市A I型ドリル教材利用料補助事業実績見込明細書（様式第2号） (2) 委任状（様式第3号）	



様式第3号（第6条関係）

委任状

年 月 日

補助対象者（保護者）

住所

氏名

（電話番号： ）

私が長浜市から交付を受ける下記児童生徒に係る長浜市A I型ドリル教材利用料補助金については、当該補助金交付要綱第5条第1項の規定により、補助金の交付申請等に係る権限について、学校長に委任します。

記

学校名	学 年	氏名（児童・生徒）
	年	
	年	
	年	
	年	